

平成28年 8月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

産業医・学校医等の医師活動における紛争処理について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成28年7月7日付福県医発第1027号(地)にて「日医医賠償保険運営に関する変更(連絡)」についてお知らせしておりますが、今般、産業医・学校医等の職務活動により発生した紛争については本会医事調停委員会で取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会会員に周知方よろしく
お願い申し上げます。

記

1. 損害賠償請求があれば各ブロック医事調停委員へ

産業医や学校医等の活動において損害賠償の請求を受けた場合、通常の紛争処理同様、各ブロック医事調停委員を通して本会医事調停委員会へご報告ください。通常の医事紛争処理と同様に対応させていただきます。なお、報告書様式は従来の第1号様式・第2号様式の他に別添「産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険紛争経過報告（追加分）」のご提出をお願いいたします。

2. 紛争処理委任後の流れ

産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険は、日医医賠責と異なり免責金額が設定されていないので、本会医事調停委員会への報告後は原則日医付託の手続きをとらせていただきます。

3. 付託後の処理

日医より折衝方針の連絡を受けた後、各ブロック医事調停委員を通して貴会医事紛争担当役員へ折衝方針をお伝えいたしますので、各ブロック医事調停委員とともに交渉にあたってくださいようお願い申し上げます。

4. 弁護士への委嘱

紛争を処理する際に、弁護士を必要とする場合は原則本会顧問弁護士に就任していただきます。

福岡県医師会医事調停委員会規則

(設置)

第1条 福岡県内の医療機関で医療行為又は産業医・学校医等の職務活動に関連した紛争が発生した場合、中立公正な立場から、患者側・当該医療機関と交渉し、円滑で速やかな解決を図ることにより県民の医療に対する信頼を得ることを目的として、福岡県医師会医事調停委員会（以下委員会という）を置く。

(権限)

第2条 委員会は会員より付託された紛争の処理及び紛争発生の予防に当たるものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員9名～15名を以って組織し、うち1名を委員長、2名を副委員長とする。

(委員)

第4条 委員の半数は福岡県医師会会長が指名委嘱し、他の半数は各ブロックの推せんした者を委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、福岡県医師会役員の任期によるものとする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は福岡県医師会会長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長の1名は福岡県医師会を以って充てる。

4 副委員長は委員長を補佐して会務を掌理し、委員長に事故があるときは、委員長の定めるところによりその職務を行なう。

(臨時委員)

第7条 福岡県医師会会長は必要があると認めたときは、臨時委員を委嘱することができる。

2 臨時委員は当該紛争の処理を委任した会員の所属医師会医療事故担当事等を以って充てる。

3 臨時委員は当該紛争の処理に関する限りにおいてのみ委員会に出席して意見を述べることができる。但し、採決に加わることはできない。

(顧問)

第8条 福岡県医師会長は必要があると認めるときは、学識経験者のうちから顧問を委嘱することができる。

2 顧問の委嘱期間は会長の任期と同一とする。但し、再委嘱することを妨げない。

3 顧問は委員会に出席し意見を述べることができる。但し、採決に加わることはできない。

(招集及び議事)

第9条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

(秘密保持)

第10条 委員会は公開しないことを原則とする。

2 委員会の関係者は委員会等で知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。

(会計)

第11条 本委員会の会計は公益事業会計に含める。

2 経費は本会の会費等収入を以って充てる。

(支出)

第12条 本委員会の運営に必要な経費及び委員会の採択を得た紛争の交渉に要する費用は公益事業会計から支出する。但し、争訟費用は支払わない。

(紛争処理の委任)

第13条 紛争が発生した場合においては、当該会員は文書を以って所属医師会を経由し、当該紛争の処理を福岡県医師会長に委任することができる。

2 前項の委任をする場合、会員は委任状に報告書を添付しなければならない。

(委員会に付託)

第14条 前条第1項の委任があつた場合には、福岡県医師会長は速やかに当該紛争を委員会に付託しなければならない。

2 委員会は付託のあつた紛争を受理したときは、その採択の適否を決定しなければならない。

3 委員会は採択の適否を委任した当該会員に通告しなければならない。

4 委員会は委任した当該会員の相手方にも必要事項を通告することがある。

(事情の説明・資料の提出等)

第15条 第13条第1項により、当該紛争を委任した会員は、委員会の求めに応じて委員会に出席してその事情を説明し、又はこれについて意見を述べることができる。

2 委員会はあると認めたときは、当該紛争を委任した会員又は所属医師会に対して、資料その他必要な書類の提出を求めることができる。

(理事会の意見の聴取)

第 16 条 会長は当該紛争の委任を受け、必要があると認めるときは、委員会に諮って福岡県医師会理事会（以下理事会という）の意見を聴くことができる。

(報告)

第 17 条 本委員会は当該紛争の処理について決定をしたときは、その結果を理事会に報告するものとする。

(施行手続き)

第 18 条 委員会の運営その他必要な事項は委員会において定める。

(規則の改正)

第 19 条 この規則を改正しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

1. 本委員会に書記をおくことができる。
2. この規則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

設定 昭和 38 年 3 月 15 日

改訂 昭和 38 年 12 月 19 日

改訂 昭和 41 年 3 月 24 日

改訂 昭和 45 年 4 月 1 日

改訂 昭和 49 年 4 月 1 日

改訂 昭和 51 年 3 月 27 日

改訂 平成 16 年 4 月 13 日

改訂 平成 26 年 11 月 20 日

改訂 平成 28 年 7 月 28 日

福岡県医師会医事調停委員会細則

（事故発生時の措置）

第1条 事故発生の場合、その会員から福岡県医師会長への届出は、可及的迅速に電話その他の方法により、所属医師会を経て、その事故の大要を報告する。

2 その事故が患者の死亡その他緊急な対策を必要とする場合は患者家族への急報及び延滞なく所属医師会へ連絡する。

3 医師会への連絡は、緊急な場合忘れがちであるから、平素から家族並びに従業員に対し事故発生時の連絡先を周知徹底しておく。

4 会員から事故発生の報告を受けた所属医師会長は、直ちに福岡県医師会長へ連絡し、同時に所属医師会長若しくは最寄りの役員が事故現場に急行して実情を調査し、その会員の事故処理に助言協力する。

（委託事項の処理）

第2条 福岡県医師会長は、その実情報告をまって本委員会並びに所属医師会長と協議し、その応急処理について指示する。

（報告書等の処理）

第3条 当該会員は応急処理終了後可及的速やかに規則第13条第2項の委任状及び報告書を所属郡市医師会長を経て、福岡県医師会長に提出する。

2 報告書には患者の住所・職業・氏名・年令・性別・既往歴・病名・事故の原因とその発生状況・経過・転帰は勿論事後処理等を良識に従い当該紛争についてなるべく詳細かつ具体的に記載し、相手方その他の事後感情・管理者の意見等をも併記する。

3 第1項並びに規則第13条第2項の委任状及び報告書の書式は、第1号及び第2号様式による。但し、産業医・学校医等に関する紛争については日医作成の「産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険紛争経過報告書」を使用する。

（給付の制限）

第4条 当該会員が医師会へ事故発生の連絡報告をなさず、独断で事故処理を完了し、その後に至ってその請求を行ってもこれを受理しないものとする。

（取扱いの範囲）

第5条 取扱いの範囲は原則として現在の医学により是認される診療・治療などの行為及び産業医・学校医等の職務活動に起因するものとする。

2 美容を唯一の目的とする行為等に関連するものは含まない。

3 前項の取扱いの範囲に疑義のあるときは委員会の判定による。

（意見の発表）

第6条 医師会の内外を問わず意見の発表は原則として委員長が行い委員会関係者及びその他一般関係者は一切口外しないものとする。

(細則の改正)

第7条 この細則を改正しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

1. この細則は昭和38年4月1日から施行する。

設定 昭和38年3月15日

改訂 昭和38年12月19日

改訂 昭和41年3月24日

改訂 昭和49年4月1日

改訂 平成26年11月20日

改訂 平成28年7月28日